

共同体に対するものその他の公共の用途に供されるものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十」を削り、同表の第一号中「とする。以下この表」を「とする。第十九号」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

十八 削除

第六十八条の七十八第一項の表の第二十号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条第十五項第二号中「第十八号」を削る。

第六十八条の七十九第一項中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」及び「（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。第三項において同じ。）」を削り、

同条第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十七項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に、「第十四項まで」を「第十五項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金

額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十八条の八十三第六項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六

十一條の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八條の八十五第六項中「この項及び第十二項」を「この條」に改め、同條第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同條第十七項とし、同條第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同條第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五條の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四條の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を

有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十六第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。

以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資

産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の八十六第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十八条の九十第三項第一号中「第一項各号に掲げる連結法人」を「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人」に改め、「限る。」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の九十二第三項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十五第一項中「基金」の下に「又は信託財産」を加える。

第六十八条の九十六第一項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第二項」に改める。

第六十八条の百第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、「第六十七条の二第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「同条第二項及び第五項」に改める。

第六十八条の百三の次に次の一条を加える。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十八条の百三の二 第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等（以下この項において「中小連結法人等」という。）が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結法人等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額

減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結法人等の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限る、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百八第一項中「第三項」との下に、「同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは「同項

の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税率）と」を加える。

第六十八条の百九の見出しを「（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人の資本又は出資の金額が一億円以下である場合において、当該連結親法人の前年度総資産額（その連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）終了の時ににおける総資産の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前年度総資産額の合計額に対する当該連結親法人の前年度自己資本額（その前連結事業年度等の終了の時ににおける自己資本の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び

当該各連結子法人の前年度自己資本額の合計額の割合が百分の五十以下であるときは、当該連結事業年度については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

第六十八条の百九第四項中「第一項」を「第一項から前項まで」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 削除

第六十九条の二第二項中「遺贈により」を「遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八までにおいて同じ。）により」に改める。

第六十九条の四第一項中「において同じ。」で「を」並びに次条第七項において同じ。）で「に改め、同条第三項第四号中「被相続人等」を「被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者」に、「十分の五以上である」を「十分の五を超える」に改める。

第六十九条の五第一項中「、相続又は遺贈」の下に「（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産

で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。」を、「課税価格」の下に「(同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格)」を加え、同項第一号中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を加え、同項第二号中「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時に、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ 当該相続開始の時に、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出

資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

三 特定受贈株式 特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四 特定受贈出資 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

五 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定株式又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時ににおける当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定出資又は特定贈与者であつた当該被相続人

が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時に於ける当該被相続人が有していた特定出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

六 特定受贈同族会社株式等 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定受贈株式の総数又は特定受贈出資の金額の合計額が当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人が有していた特定受贈株式又は当該特定贈与

者が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該贈与の時ににおける当該特定贈与者が有していた特定受贈株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2) 当該贈与の直前に、特定贈与者であつた被相続人が有していた特定受贈出資又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該贈与の時ににおける当該特定贈与者が有していた特定受贈出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

七 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項に

において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号口に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められていた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

八 特定受贈森林施業計画対象山林 特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた立木又は土地等のうち当該贈与の前に森林法第十一条第四項の規定による市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められていた区域内に存するものをいう。

九 特定事業用資産相続人等 イ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した

者で当該被相続人の親族であること。

(2) 申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(4) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

ロ 相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であつた被相続人の死亡により開

始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から特定贈与者であつた被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていること。

十 特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続の開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）のうちその価額が三億円以下の部分として政令で定めるもの

ロ 次に掲げる立木又は土地等をいう。

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計

画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。(2)において同じ。)に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

(2) 特定贈与者であつた被相続人が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

第六十九条の五第四項中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を、「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「及び前二項」を「並びに第九項及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、「特定森林施業計画対象山林」の下

に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、「第二項第五号二」を「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「次項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十九条の五第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の選択特定事業用資産の価額に四百平方メートルから当該面積の合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、同項の規定